

市・県民税の申告 2月15日(金)～3月15日(金)

左記のチェック表で「申告が必要」に該当した方は、申告をしてください。

市民税課 224・5640

市・県民税の申告チェック表

はい ↓ いいえ ↓

平成25年1月1日の時点で川越市に住んでいましたか？
*市・県民税の賦課基準日は、毎年1月1日となっています。

平成25年1月1日の時点で、川越市内に事務所・事業所・自己または家族のための家屋を所有していますか？

市・県民税の申告は不要です
市・県民税の申告が必要ですが、課税されません。申告書の書き方が異なりますので、市民税課にお尋ねください。

平成24年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？

申告の義務はありません
*非課税証明書が必要な方と、後期高齢者医療制度・国民健康保険・国民年金の加入者は、申告が必要です。申告書裏面(昨年収入が無い方の記入欄)を記入し、郵送してください。

市・県民税の申告が必要です
申告に必要な物
①平成25年度市・県民税申告書
②印鑑(認め印可)
③収入が分かる書類(平成24年分の給与所得や公的年金等の源泉徴収票など)
④昨年支払った健康保険・介護保険の領収書、国民年金保険料・生命保険・地震保険の支払(控除)証明書、その他控除に必要な書類(障害者手帳など)
⑤営業所得・不動産所得などがある方は、収入・経費が分かる帳簿など

所得税の納付・還付(医療費控除・住宅借入金等特別控除など)を受けるため、税務署に平成24年分所得税の確定申告をしますか？

収入は給与ですか？
給与以外の収入がありますか？

給与以外の所得が20万円以下でも、市・県民税の申告は必要です。
*用紙が届かない場合は、市民税課(本庁舎2階)または出張所・連絡所などに用意してある申告用紙を使用してください。

市・県民税の申告は不要です
所得税の確定申告をすること、併せて市・県民税の申告が済みます。確定申告については、2月10日発行の広報川越をご覧ください。

勤務先(支払い先)から川越市へ、給与支払報告書が提出されていますか？
市・県民税の申告は不要です

市・県民税の申告は不要です

申告・相談の受付日程

混雑緩和のために、「市・県民税申告の手引き」にある地区ごとの指定日を利用してください。指定日に都合がつかない方は、左記の会場にお越しください。
受付時間：午前9時～午後4時

2月		3月	
15日(金)	南古谷公民館	1日(金)	メルト
18日(月)・19日(火)	高階南公民館	27日(水)・28日(木)	メルト
20日(水)	ジョイフル	26日(火)	福原公民館
21日(木)・22日(金)	大東公民館	25日(月)	北部地域ふれあいセンター
20日(水)	ジョイフル	4日(月)	霞ヶ関北公民館
18日(月)・19日(火)	高階南公民館	5日(火)・6日(水)	霞ヶ関公民館
21日(木)・22日(金)	大東公民館	7日(木)～11日(月)	やまぶき会館
20日(水)	ジョイフル	12日(火)	農業ふれあいセンター
18日(月)・19日(火)	高階南公民館	13日(水)・14日(木)	やまぶき会館
21日(木)・22日(金)	大東公民館	15日(金)	本庁舎7A会議室

*記載済みの申告書は、郵送でも受け付けています。必要書類を同封して、〒350-8601川越市役所市民税課に郵送してください。

市・県民税よくある質問1
 Q 私はいくら収入のみですか？
 A 市・県民税は、1月から12月までの年間給与収入が96万5000円を超えると、課税されます。また、夫が配偶者控除を受けることができる収入

限度額はいくらかですか？
 A 市・県民税は、1月から12月までの年間給与収入が96万5000円を超えると、課税されます。また、妻の給与収入が103万円以下であれば、夫が配偶者控除を受けられます。給与収入が103万円を超え141万円未満の場合、配偶者特別控除の制度があります。

市・県民税よくある質問2
 Q 私の収入は公的年金のみですか？
 A 収入が公的年金のみであり、年間収入額が400万円以下の場合、所得税では申告不要の制度があります。ただし、所得税の還付を受けるには確定申告が必要で、確定申告をしない方も「公的年金等の源泉徴収票」に記載のない各種控除を市・県民税に適用するには市・県民税申告書の提出が必要です。

所得税の還付申告

2月12日(火)～3月7日(木)

この期間は、東上パールビルに還付申告の会場を設けています。昨年中に多額の医療費を支払った方や、年末調整をしていない方などは、一定の要件に合えば還付の申告で、すでに納めた所得税が戻る場合があります。

川越税務署(申告案内窓口)

☎235・9411

申告の対象

- ① 給与所得者の医療費控除
 - ② 年金受給者で還付要件に該当する方
 - ③ 中途退職者などで年末調整をしていない方
- * 源泉徴収税額のない方は、還付する金額が生じません。
 * 土地・建物・株式などの譲渡所得の申告や住宅借入金等特別控除など①～③以外で還付を受ける方は、川越税務署(並木452・2)で受け付けます。

受付日時：2月12日(火)～3月7日(木)(土・日曜日を除く)、午前9時～11時▼午後1時～3時

- * 相談は、午前9時30分からです。
- * 駐車場はありません。
- * 混雑時は、受付時間中でも受け付けを終了する場合があります。

● その他の受付会場
 受付時間：午前9時～午後4時

2月	
6日(水)	やまぶき会館
7日(木)	霞ヶ関北公民館
8日(金)	メルト
12日(火)	高階南公民館
13日(水)	霞ヶ関公民館
14日(木)	大東公民館

申告に必要な物

- ① 必ず持参する物
 平成24年分の源泉徴収票の原本(記載されている住所・氏名が異なる場合は住民票の写しが必要)
- ② 印鑑(認め印可)
- ③ 振込金融機関の口座番号等が分かる物

(申告者名義の口座に限る)

- ④ 筆記用具
- ⑤ 計算用具
- * 税務署から確定申告書またはお知らせのハガキ等が送付されている場合は、忘れずに持参してください。

■ 年金説明会を開催します
 除に必要な書類(障害者手帳など)年金収入のみの方を対象に、年金説明会と申告の受け付けを行います。
 時間：午前10時～正午(受け付け11時前9時30分～10時)▼午後2時～4時(受け付け11時30分～2時)

2月	1日(金)	4日(月)
	ジョイフル	メルト

■ 無料税務相談会を開催します
 税務全般・記帳と決算の指導・確定申告書類作成の指導など。税理士に依頼している方を除きます。
 日時：2月2日(土)、午前10時～午後4時
 会場：東上パールビル8階
 問い合わせ：関東信越税理士会川越支部 ☎246・6188

申告の受け付け

直接、会場へお越しください。
 ● 東上パールビル地下1階(脇田本町15-13)

郵送でも受け付けています
 記載済みの申告書は、必要書類を同封して、〒350-8666川越税務署に郵送してください。

e-Taxをご利用ください

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

廃棄物処理施設設置等事業 計画書の縦覧

産業廃棄物指導課 239-7007

「川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例」に基づき、廃棄物処理施設の設置を計画している事業者から、事業計画書が提出されました。事業計画書と生活環境保全対策書の縦覧を次のとおり行います。また、事業者による関係地域住民を対象にした説明会が、縦覧期間中に行われます。説明会の日程については、同課にお尋ねください。

事業者：(株)山一商事

設置場所：下赤坂1811-1ほか5筆

縦覧期間：1月28日(月)～2月28日(木)

(土・日曜日、祝日を除く)、午前8時30分～午後5時

縦覧場所：産業廃棄物指導課(資源

化センター内収集管理棟1階)・環境政策課(本庁舎5階)・福原出張所

意見書の提出

事業に関係する市民の方は、生活環境保全上の意見書を提出できます。

提出期間：3月14日(木)まで(縦覧期間中に説明会が終了しない場合、説明会終了の翌日から2週間ま

で)

提出方法：縦覧場所配布する意見書の用紙に必要事項を明記し、〒350-0815 鯨井782-3 資源化センター産業廃棄物指導課(郵送可)

*意見書の用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。

食品衛生監視指導計画に対する意見募集

食品・環境衛生課 227-5103

市では、平成25年度川越市食品衛生監視指導計画(案)を策定しました。より良い計画とするため、同計画に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間：2月27日(水)まで

閲覧場所：保健所・保健医療推進課(本庁舎2階)・出張所・連絡所・公民館・図書館

意見の提出方法：任意の用紙に意見と、住所・氏名・電話番号を明記し、〒350-1104 小ヶ谷817-1 保健所食品・環境衛生課(郵送・ファクス可)

*市ホームページでも閲覧・意見の提出ができます。

意見の取り扱い

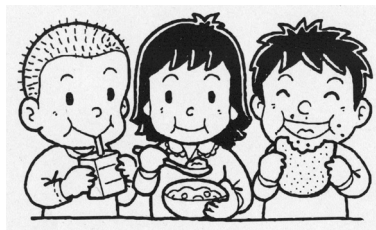
提出された意見は、今後の計画策定の参考にします。また、意見の内

容と意見に対する市の考え方を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報、公表しません。

給食用物資の納入業者申請を受け付け

保育課 224-5827

市立保育園、みよしの支援センター、あけほのひかり児童園の平成25年度給食用物資納入業者申請を受け付けます。希望者は、各施設で給食用物資要綱などを確認し、必要事項を記入した申請書を物資納入を希望する施設に直接提出してください。



条件：市内に店舗または営業所があり、継続して2年以上営業している

業種：穀類、肉類、青果類、鮮魚類、菓子・パン類、牛乳類、豆腐とその加工品、調味料類

申込期間：2月1日(金)～7日(木)、午後1時～4時(郵送不可)

契約期間：前期(4月～9月)と後期(10月～来年3月)、それぞれ一業

種につき一業者と契約

申込先：みよしの支援センター 225-2519 ▼あけほのひかり児童園 224-7766 *市立保育園に関しては、保育課(本庁舎2階)にお尋ねください。

国保加入者は所得の申告を

国民健康保険課 224-5833

申告の内容は、税額の計算や高額療養費の自己負担限度額、入院時の食事代などを決定する資料になります。国民健康保険(国保)加入者は、忘れずに申告しましょう。

次に該当する国保加入者は、必ず市・県民税の申告をしてください。

- ①税法上の被扶養者
- ②前年中に所得がない方
- ③ひとり親家庭等医療費受給者

給与支払報告書の連続用紙の申し込み

市民税課 224-5640

昨年1月に提出する「平成26年度給与支払報告書」を連続用紙で作成している市内の事業所には、その用紙を無料で差し上げます。

昨年度申し込んだ事業所には、申込書を送付します。新たに希望する事業所は、2月8日(金)までに、電話で市民税課へ申し込んでください。

特別障害者手当と障害児福祉手当

障害者福祉課 ☎224-5785

申請は随時受け付けています。必要書類は障害の種類等によって異なります。詳しくは、障害者福祉課(本庁舎1階)で配布しているパンフレットをご覧ください。

なお、いずれの手当も所得制限があります。

特別障害者手当

20歳以上で身体または精神の重度障害により、日常生活で常時、特別の介護を要する状態にあり、障害基礎年金1級程度の障害が重複するか、同程度以上と認められる方に支給します。

*施設に入所中の方または3か月を超えて入院中の方は、手当を受けられません。

支給額：月額2万6260円

障害児福祉手当

20歳未満で、①身体障害者手帳1級の1部・2級の1部の方、②療育手帳(ア)相当の方、③精神障害・血液疾患・肝臓疾患などで①②と同程度の障害を有する方に支給します。

*施設に入所中の方は、手当を受けられません。

支給額：月額1万4280円

まちなかレンタサイクル社会実験 3月15日(金)まで延長

都市交通政策課 ☎224-5519

自転車駐輪場(サイクルポート)を複数設置し、どのサイクルポートでも自転車の貸し出し・返却ができる「まちなかレンタサイクル」の社会実験。実験期間を3月15日まで延長します。利用方法や料金はこれまでどおりです。詳しくは、川越市まちなかレンタサイクル運営事務局 ☎050-3786-5959にお尋ねください。

サイクルポートは
この8か所



～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 訂正 12月25日発行の広報川越No.1285・6ページ、かわごえ90 実行委員会主催事業 政策企画課 ☎224-5503 誤=深瀬実来(ふかせみく) 正=深瀬実来(ふかせみらい)。ご迷惑をおかけしました。
- 川越市暴力団排除条例が、平成25年1月1日に施行されました 安全安心生活課 ☎224-5721 市、市民、事業所等が一体となって、暴力団排除活動に取り組みましょう。暴力団に関する相談は、川越警察署刑事課 ☎224-0110、または、安全安心生活課にお問い合わせください。
- 川越市都市計画審議会を開催 都市計画課 ☎224-5945 川越市都市計画用途地域の変更について▶川越市都市計画火葬場の決定について。2月13日(水)、午前10時～。第5委員会室(本庁舎7階)。傍聴は先着10人。受け付けは、午前9時40分～。当日直接会場。
- 耐震改修住宅の所得税控除 建築指導課 ☎224-5974 昭和56年5月31日以前に建築された自ら居住している既存住宅を、平成24年中に耐震改修工事を行った場合、所得税額の特別控除が受けられます(要確定申告)。申告時に必要な証明書は、建築指導課(本庁舎5階)で無料交付します。
- おむつ代の医療費控除書類を発行 介護保険課 ☎224-6405 おむつ代の医療費控除を確定申告する方に、主治医意見書の内容を確認した書類を発行します。申請は、介護保険課(本庁舎1階)で受け付けます。対象は、介護保険法の要支援・要介護認定者で、主治医意見書に尿失禁状態かつ寝たきり度がB1～C2に記載されており、おむつ代の医療費控除の確定申告が、継続して2年目以降となる方です。詳しくはお尋ねください。